

干布地域

実施日 平成21年10月20日

| 市民のこえ   | 所管課等                 | 回答及び対応状況  |
|---|----------------------|---|
| <p>① 市道天童温泉原町線の拡幅整備についてですが、通学路の確保と、総合運動公園を会場としたイベント後の来場者の車両の円滑な交通のため、原町と下貫津の両町内会で期成同盟会を設立して活動しております。しかし、今のところ具体的な進捗がありません。平成17年に請願が採択され、市から県への重要事業要望事項に記載してほしいと毎年お願いしていますが記載されていません。歩道があり車がすれ違える道路整備の早期実現をお願いします。</p>   | <p>建設課</p>           | <p>通学路の整備は重要な課題ですが、天童一中の改築や用地の問題もあり、全体的に検討する必要があります。</p> <p>市道天童温泉原町線の整備については、相当の事業費と時間を要しますので、今後、関係者と協議したいと考えています。</p>   |
| <p>② 災害発生時には電話が不通になることが予想され、防災行政無線しか連絡手段がなくなります。干布の6町内会の自主防災会連絡協議会でも、災害時は連絡体制が不備になることから、トランシーバーの必要性が提言されました。住民の生命と財産を守るため、トランシーバーの配備にご配慮ください。</p> <p>無線機の配備については消防団でもお願いしています。大規模災害時は70%まで通話規制されてしまいます。各行政機関は災害時優先電話で通信がとれますが、町内会との連絡はとれません。各町内にある消防の分団で設定ができるので、消防無線機の配備をお願いします。</p> | <p>市長公室<br/>消防本部</p> | <p>一般的なタイプのトランシーバーの通信距離は500m程度、性能の高いものでも2km以内で、無線局開設の申請が必要なものもあります。自治会や地域内では、有効な連絡手段として利用できますが、通信距離から市庁舎との連絡等はできないものと考えています。</p> <p>災害時の地域との情報手段の充実については、今後の課題と考えています。</p> <p>消防無線の配備については、平成28年6月に消防救急無線が、現在のアナログ方式からデジタル方式に完全移行しますので併せて検討します。</p> |

千布地域

実施日 平成21年10月20日

| 市民のこえ   | 所管課等        | 回答及び対応状況  |
|---|-------------|---|
| <p>③ 災害時要援護者支援者の登録は、制度ができて運用等の内容が決まっていないので意味がないと思います。</p> <p>市として、防災全般を考えたシミュレーションを描いて検証してください。</p>   | <p>市長公室</p> | <p>災害が発生した場合の要援護者への対応は、支援者や地域の防災、民生委員が避難に関する支援に当たることを想定しています。</p> <p>例えば、降雨による洪水や土砂災害の場合は、災害が予想される地域を予測し、要援護者が情報を入手することが困難なことなどから、本人や家族等への避難情報の伝達による早めの避難準備や、各要援護者に合った避難支援活動を実施することになります。</p> <p>大規模な地震の場合は、情報伝達に要する時間がないことから、避難支援活動が中心となり、要援護者の安否の確認に役立てたいと考えています。また、避難した際は、市等が行う必要な支援を迅速に把握することもできると考えています。</p>               |
| <p>④ 平成19年9月の台風9号の際に、豪雨に見舞われ山寺堰の数か所で水害が発生しました。その直後に山寺堰の抜本的な改修を要望しています。</p> <p>豪雨で県道に水があふれた際に、上荻野戸にある山寺堰の水門の木製止水板4枚を外そうとしましたが、水圧が強く1枚も外せませんでした。そこで、水門を鉄板にして、ハンドルを付けて容易に操作できるように変えてください。</p> <p>水害の後、天童土地改良区に要望したところ、工作物は市の管理となっているとのことでした。県の管轄であれば市から県</p> | <p>農林課</p>  | <p>山寺堰は、天童土地改良区の農業用水路としての機能を有していますが、地形的な関係から、降雨時には千布東部地区と県道沿線からの雨水が流入し洪水の原因となっています。天童土地改良区では、大雨が予想される場合は取水箇所立谷川の水門を閉めて、水量の調整を行いながら用水の管理をしています。</p> <p>また、山寺堰へ流入する大石沢の改修については、県の施工により、立谷川へ直接放流する事業が平成23年度の完成を目標に進められています。これが完成することにより山寺堰の洪水の軽減が図られるものと考えています。</p> <p>止水板については、堰の水を池などに使用するのに支障のないように、水位を上げるために県の補償工事で設置されたもの</p> |

干布地域

実施日 平成21年10月20日

| 市民のこえ  | 所管課等         | 回答及び対応状況   |
|--|--------------|--|
| <p>へ働きかけてくださるようお願いいたします。</p>   |              | <p>ですので、良好な管理ができるように県への対応をお願いしています。</p>  |
| <p>⑤ 干布小学校のプールが傷んでおり、子どもたちが足に怪我をしないか心配です。またプールの中の色が変色して肌色になっています。子どもが沈んだ場合、見つけれないのではないかと心配ですので、修繕をお願いします。</p>  | <p>教育総務課</p> | <p>プールは市内の各学校で年々老朽化しており、予算の関係もあるため年次計画で進めています。子どもたちの安全に関することなので、至急対応できるよう取り組みます。</p>   |
| <p>⑥ 平成19年にも質問しましたが、干布小学校の児童数は年々減少しています。このままでは児童数は100名を下回るそうです。最低限必要な人数は1学年25名だそうです。児童数150名を守るための、市あるいは教育委員会のビジョンを教えてください。宅地開発などの具体的な政策で、地域の活性化を図ることが必要ではないかと思えます。</p>             | <p>市長公室</p>  | <p>少子化対策については、「子育て支援」、「就労の場の創出」、「教育環境及び住宅環境の充実」などの施策を総合的に進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>また、宅地開発については、各地域の文化や風土・自然景観を大切にしまちづくりを進めていく中で、優良田園住宅認定制度などの活用を促し、活気ある地域づくりを推進します。</p>  |
| <p>⑦ 奈良沢、石倉、上荻野戸のスーパー農道周辺の干布地区東部地域の活性化について、耕作放棄地等の有効活用と、コスト低減を図るための所有、種目の集積、規制緩和、それらを活用した観光や他産業の立地、農業の企業経営などによる雇用の拡大などを考えた将来のビジョンづくりを要望します。</p> <p>この度、地域の有志で手作りの直売所を開設しましたので、</p> | <p>農林課</p>   | <p>市では「天童市農業基本計画」を策定し、本市の農業と農村が目指すべき方向と施策展開の方針等を明らかにしています。計画の中で、農業行政を推進するにあたっては、市民、農業者・農業団体、事業者、行政の役割分担を明確にし、協働で農業を振興していく活動を、まちづくりの一環として展開していくことにしています。</p> <p>干布地区の東部地域の活性化につきましても、ご提案のとおり異業種間交流や民間導入などいろんな手法があると思いますが、地域の方々と行政が一体となって活</p> |

干布地域

実施日 平成21年10月20日

| 市民のこえ  | 所管課等                   | 回答及び対応状況   |
|--|------------------------|--|
| <p>活性化の起爆剤とするために、市からのより一層の情報提供や多様なノウハウ等のご指導ご支援をお願いします。</p>   |                        | <p>活性化のための将来のビジョンを考え、実現のために役割を果たしていきたいと考えています。</p>   |
| <p>⑧ インターネットの市のホームページに、干布公民館の紹介がありアクセスできますが、所在地と写真があるだけで、地域でどのような活動をしているのかわかりません。ホームページで干布のまちづくりを紹介してほしいと思います。</p> <p>市民アンケートでも、天童は住みよい都市であり85%の人が天童市に住み続けたいと考えているそうです。このことをもっと発信していく必要があるのではないのでしょうか。そうすれば、人口減少や活性化がよい方向に向かっていくと思います。</p> | <p>市長公室</p>            | <p>11月24日に、ホームページを全面リニューアルし、利用者の立場に立ち、見やすく、使いやすいホームページとして公開しています。また、今回、導入したホームページは、各課等で必要な記事を簡単に作成でき、掲載時期に合わせてスピーディに掲載できるようになっています。そのため、各課等へは可能な限り迅速に情報提供できるよう指導していきたいと考えています。</p>   |
| <p>⑨ 市内の高齢者に、「ゆびあ」の入浴券を1カ月に何枚か無料で支給してください。</p>   | <p>生活環境課<br/>社会福祉課</p> | <p>周辺類似施設の増加などにより、「ゆびあ」の利用者数が減少していることや、重油の高騰などによる施設の維持管理費用も年々増加しており、経営も厳しい状況が続いていることから、高齢者に対して無料で入浴券を支給することは困難です。</p> <p>市では高齢者の方が、いきいきとした生活を送れるよう、どなたでも参加できる初心者向けの簡単な運動と温泉を楽しみながらできる「健康てんどう元気塾」という健康教室などを開催しておりますので、気軽に参加していただきたいと考えています。</p> |

千布地域

実施日 平成21年10月20日

| 市民のこえ   | 所管課等                  | 回答及び対応状況  |
|---|-----------------------|---|
| <p>⑩ 公共施設内の禁煙について、消防本部や、小中学校の敷地外で職員がタバコを吸っている姿が見られます。分煙ルームを作るなどして、タバコの煙を吸いたくない人の権利を守ってください。</p>   | <p>消防本部<br/>教育総務課</p> | <p>消防庁舎の屋外に2箇所の喫煙場所を設けており、吸わない人に迷惑がかからないように対応しています。</p> <p>市内小・中学校では、子どもたちの優良な教育環境を保持するために、申し合わせにより敷地内を全面喫煙禁止としています。この方針は今後においても同じですので、敷地内に分煙ルームを設けることなどは考えていません。</p>   |
| <p>⑪ 子どもの通学路の歩道の草刈りについて、父兄ではなく市道であれば市で管理してほしいと思います。</p> <p>市道と農道の交差点で事故が多いと聞きますので、整備も含めて検討をお願いします。</p>  | <p>農林課<br/>建設課</p>    | <p>市道等の草刈りについて、全て市で管理するのは財政的な面で難しいので、地域の皆様のご協力をお願いします。</p> <p>農道の交差点などの危険箇所については、現地状況の確認を行いながら安全上支障のないように、農道側についても注意を喚起する表示などの設置を進めています。</p>  |
| <p>⑫ 児童数の減少は市街化調整区域内にある全ての小学校に係った問題で、住民に現状を示して議論を深めていく必要があると思います。小学校や周辺施設のインフラは整っており、道路や下水道も整備されています。土地を安くするために、土地政策を見直す必要があると思います。これまで、農村部は新しい土地を開発できませんでしたが、市街化調整区域の土地利用を緩和し、基本的なルールを見直す時期にきていると思います。</p> | <p>都市計画課</p>          | <p>これまで、本市は、市街化調整区域内の土地利用について、許可基準に適合し、農林業など周辺の土地利用との適切な調和を図ることの可能な区域については、随時、都市計画法に基づく開発許可等を行って適切な土地利用の誘導を図ってきました。</p> <p>また、近年においては、児童数の減少など地域コミュニティに係る課題に対応するため、優良田園住宅の建設の促進に関する法律や都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、集落部での定住人口の確保につながる施策を展開しており、今後とも、地域活力の維持増進に向けた計画的な取り組みを支援してまいりたいと考えています。</p> |
| <p>⑬ モンテディオ山形のJ1残留の確率が高くなりました。現</p>   | <p>文化スポーツ課</p>        | <p>サッカー場の整備は市独自では難しいので、県へ働きかけていきます。</p>   |

千布地域

実施日 平成21年10月20日

| 市民のこえ  | 所管課等       | 回答及び対応状況   |
|--|------------|--|
| <p>在のスタジアムは屋根がないので、雨や雪の天候だと厳しい環境です。屋根付きの競技場か、専用のサッカー場の整備について、市として強く要望していく必要があると思います。</p>   |            | <p>J1に定着できるように、スタジアムでの声援をお願いします。</p>   |
| <p>⑭ 片羽公民館は農林省の補助事業で建設されました。このため利用者の人数を、毎年農林課に報告しなければならず、利用者が減れば理由を記入し提出しなければなりません。また、案内文には、場所名を片羽構造改善センターと記載しなければなりません。築後20年が経過しようとしていますので、利用条件を緩和してください。</p> | <p>農林課</p> | <p>片羽構造改善センターは、昭和63年度に新農業構造改善事業で建設した木造平屋の施設です。</p> <p>国の補助事業で建設した施設は、耐用年数に関する省令に定める年数を経過しない間は、補助事業の目的に即した利用、施設の名称を使用しなければなりません。</p> <p>片羽構造改善センターの耐用年数は、省令で24年となっており、平成24年までは補助事業の目的に即した利用、施設の名称を使用していただくこととなります。その後は、目的外の使用、名称の変更について市に届け出をすれば変更できるようになります。</p> |
| <p>⑮ 障がい児の就労先を探すのが大変です。子どもたちの自立の道が開けるように、市でも採用もしくは、企業への就職の斡旋をお願いします。</p>   | <p>総務課</p> | <p>障がいを持った方についても、これまで、嘱託職員や臨時職員として採用を行ってきました。今後も引き続き努力していきたいと考えています。</p>   |